

10 税の控除・減免等

1 所得税・市道民税の障害者控除及び扶養控除

身体障害者(児)又はその者を扶養している方の年間所得から、次の額が控除されます。

※ 障害者控除及び扶養控除に関する分についての説明です。

(1) 障害者控除

障害の程度	控除の種類		所得税	市道民税
身体障害者 手帳 1～2級	障害者本人の所得から 控除する場合	特別障害者控除	40万円	30万円
	※障害者を扶養している人の 所得から控除する場合	同居 同居特別障害者 控除	75万円	53万円
		別居 特別障害者控除	40万円	30万円
身体障害者 手帳 3～6級	障害者本人の所得から 控除する場合	障害者控除	27万円	26万円
	※障害者を扶養している人の 所得から控除する場合			

※ 障害者を扶養している方の所得から控除する場合は、扶養されている人の年齢に応じて、下記(2)の控除額が加算されます。
また、障害者本人が扶養している方がいる場合も同様に、下記(2)の控除額が加算されます。

(2) 扶養控除

控除の区分	年齢等	所得税	市道民税
① 老人扶養控除	70歳以上	48万円	38万円
② 同居老親等控除	同居している 70歳以上の直系尊属	58万円	45万円
③ 一般扶養控除	16歳～69歳 ※19歳～22歳は除く	38万円	33万円
④ 特定扶養控除	19歳～22歳	63万円	45万円
⑥ 年少扶養	16歳未満	なし	なし
⑦ 老人配偶者控除	70歳以上の配偶者	48万円	38万円
⑧ 配偶者控除	70歳未満の配偶者	38万円	33万円

※上記金額等は変わる場合がありますので、詳細についてはそれぞれにお問い合わせください。

問合せ先	所得税	帯広税務署 ～ 西5条南6丁目 ☎24-2161
	市道民税	(市)市民税課 ～ 市役所高層棟2階 ☎65-4120

<障害者控除対象者認定書>

身体障害者手帳などを持たない **65歳以上**の方で、その障害の程度が所得税等控除対象障害者に該当する場合は、市が発行する「障害者控除対象者認定書」により障害者控除を受けられます。

介護認定を受けている方の申請により、障害福祉課で交付します。

(申請・問合わせ先) (市)障害福祉課 直通 ☎65-4147

(問合わせ先) (市)市民税課 直通 ☎65-4120

2 自動車税・自動車取得税の減免

身体等に障害のある方のために使用する自動車で、一定の要件に当てはまるものは、申請により自動車税及び自動車取得税の減免を受けることができます。

区 分	身体障害の場合															
1. 対象となる 障害の範囲	障害の区分		障害等級						障害の区分		障害等級					
			1	2	3	4	5	6			1	2	3	4		
	肢体 不 自 由	上肢不自由		○	○	○				内部 障 害	心臓機能障害		○		○	○
		乳幼児期以前の 非進行性の 脳病変による 運動機能障害	上肢	○	○	○					じん臓機能障害	○		○	○	
			移動	○	○	○	○	○	○		呼吸器機能障害	○		○	○	
		下肢不自由		○	○	○	○	○	○		ぼうこう・ 直腸機能障害	○		○	○	
		体幹不自由		○	○	○			○		小腸機能障害	○		○	○	
	視覚障害		○	○	○	○			免疫機能障害	○	○	○	○			
	聴覚障害			○	○				肝臓機能障害	○	○	○	○			
	平衡機能障害				○			○								
音声機能障害				※○												
<p>※印～喉頭摘出による音声機能障害に限ります。(喉頭摘出の記載が無い場合は、下記へお問合せください。)</p> <p>注) 2つ以上の障害区分に重複の方は、個々の障害区分のいずれかが○の等級に該当する必要があります。</p>																
2. 対象者 (自動車の 所有者等)	<ol style="list-style-type: none"> 1 障害者が自動車を所有(取得)し、自分で運転する場合 2 障害者が自動車を所有(取得)し、その方と生計を同じくする方が、もっぱら障害者のために運転する場合 3 障害者と生計を同じくする方が自動車を所有(取得)し、もっぱら障害者が運転する場合 4 障害者と生計を同じくする方が自動車を所有(取得)し、もっぱら障害者のためにその方が運転する場合 5 障害者だけの世帯でその方が自動車を所有(取得)し、その方を介護する方が運転する場合 															
3. 留意事項	<p>障害者の通院、通学、通所又は生業の場合、障害者を自動車に乗せて、又は障害者が運転をして週1日以上、使用する事を継続的に行うことが必要です。(上記2-1の場合を除く)</p>															
4. 対象となる 自動車 (事業用は対象外)	<ol style="list-style-type: none"> (1) 自動車取得税(税率①2%、②3%・課税標準額50万円以上) <ol style="list-style-type: none"> ① 軽自動車 ② 乗用自動車、バンなど (2) 自動車税 ～ 乗用自動車、バンなど 															
5. 減免台数	障害者(児)1人について1台															
6. 持参するもの	<ol style="list-style-type: none"> (1) 障害者が自動車を所有(取得)し、自分で運転する場合 [上記2-1に該当する方] <ol style="list-style-type: none"> ① 身体障害者手帳 ② 運転免許証 ③ 印鑑 ④ 自動車検査証(自動車を新しく取得する場合は自動車税・自動車取得税申告書) (2) それ以外の場合 自動車の所有者・自動車を運転する方によって申請時に持参するものが異なりますので、下記7のいずれかにお問い合わせください。 															
7. 問合せ先	<p>北海道札幌道税事務所 自動車税部</p> <p>〒001-8588 札幌市北区北2条西2丁目 ☎ 011-746-1194</p> <p>十勝総合振興局 納税課 収納管理係～東3条南3丁目 ☎ 26-9038</p>															
8. 手続き先	<p>十勝総合振興局 納税課 収納管理係～東3条南3丁目 ☎ 26-9038</p>															

3 軽自動車税の免除

<p>身体等に障害のある方ご本人や、身体等に障害のある方と生計を一にする方が所有する軽自動車のうち、次の項目に該当する場合、軽自動車税が免除になります。</p>																								
1. 対象者 (所有者・使用の要件)	<p>(1) 障害者が軽自動車を所有し、自分で運転する場合。 (2) 障害者が軽自動車を所有し、その方と生計を一にする方（同居の方）が、もっぱら障害者のために運転する場合。 (3) 障害者と生計を一にする方（同居の方）が軽自動車を所有し、もっぱら障害者が運転する場合。 (4) 障害者と生計を一にする方（同居の方）が軽自動車を所有し、もっぱら障害者のためにその方が運転する場合。 (5) 障害者だけの世帯でその方が軽自動車を所有し、その方を常時介護する方が運転する場合。 ※ (2)～(5)については、障害者の通院、通学、通所などのために使用すること。</p>																							
2. 対象の自動車	軽自動車（乗用、貨物）・オートバイなど																							
3. 免除台数	障害者（児）1人に1台(自動車と軽自動車を所有している場合、自動車を優先)																							
4. 対象範囲	<p>身体障害者手帳の交付を受けている方のうち、下表に該当する方</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>対象障害区分</th> <th>該当する等級</th> <th>対象障害区分</th> <th>該当する等級</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>上肢不自由</td> <td>1～3級</td> <td>視覚障害</td> <td>1～4級</td> </tr> <tr> <td>下肢不自由</td> <td>1～6級</td> <td>聴覚障害</td> <td>2級・3級</td> </tr> <tr> <td>体幹不自由</td> <td>1～3級・5級</td> <td>平衡機能障害</td> <td>3級・5級</td> </tr> <tr> <td>音声機能障害</td> <td>3級(咽頭摘出者のみ)</td> <td>肝臓機能障害</td> <td rowspan="2">1級～4級</td> </tr> <tr> <td>内部障害（心臓、腎臓、呼吸器、膀胱、直腸、小腸）</td> <td>1級・3級・4級</td> <td>ヒト免疫不全ウイルスによる機能障害</td> </tr> </tbody> </table>	対象障害区分	該当する等級	対象障害区分	該当する等級	上肢不自由	1～3級	視覚障害	1～4級	下肢不自由	1～6級	聴覚障害	2級・3級	体幹不自由	1～3級・5級	平衡機能障害	3級・5級	音声機能障害	3級(咽頭摘出者のみ)	肝臓機能障害	1級～4級	内部障害（心臓、腎臓、呼吸器、膀胱、直腸、小腸）	1級・3級・4級	ヒト免疫不全ウイルスによる機能障害
対象障害区分	該当する等級	対象障害区分	該当する等級																					
上肢不自由	1～3級	視覚障害	1～4級																					
下肢不自由	1～6級	聴覚障害	2級・3級																					
体幹不自由	1～3級・5級	平衡機能障害	3級・5級																					
音声機能障害	3級(咽頭摘出者のみ)	肝臓機能障害	1級～4級																					
内部障害（心臓、腎臓、呼吸器、膀胱、直腸、小腸）	1級・3級・4級	ヒト免疫不全ウイルスによる機能障害																						
5. その他	<p>軽自動車税は、毎年4月1日現在の所有者に課されます。 軽自動車税の納入期限（毎年5月末日）までに手続きして下さい。 （但し、身体障害者手帳の交付が4月1日以降の場合は、翌年度からの免除となります）</p>																							
6. 持参するもの	① 障害者手帳 ② 運転免許証 ③ 車検証 ④ 印鑑																							
7. 手続き先	(市) 市民税課税務係 ～ 市役所高層棟2階 ☎65-4119																							

4 自動車購入時の消費税非課税

<p>自動車購入時に身体障害者用に改造(修理)されたものは、消費税が非課税となります。</p>	
1. 対象となるもの	運転免許証に記載されている「免許の条件等」の趣旨に従って、身体の状態に応じて改造されている自動車に限られます。
2. 非課税の改造等	手動装置・左足用アクセル・運転用改造座席・車いす等搬送用自動車など
3. 手続き・問合せ先	帯広税務署 ～ 西5条南6丁目 ☎24-2161

5 利子の非課税（利子非課税貯蓄制度）

<p>身体障害者の方などの貯蓄について、下記の方が非課税になります。</p>	
1. 非課税の範囲	① マル優貯蓄 350万円 ② 特別マル優 350万円
2. 非課税の対象者	身体障害者手帳の交付を受けた方など
3. 手続き・問合せ先	各金融機関（銀行、信金、郵便局、農協など）

6 相続税の控除・贈与税の非課税

障害者が相続や贈与などを受けた場合、税の控除や非課税となる場合があります。	
1. 相続税の控除	<p>障害者が相続や遺贈によって財産を取得した場合、85歳に達するまでの年数（85歳から相続人の年齢を差し引いた年数）に10万円（身体障害者手帳1～2級などの場合は20万円）を乗じた金額が、相続税額から控除されます。</p> <p>※過去に障害者控除の適用を受けた人の控除額及び過去の相続の時と今回の相続の時における障害の程度が異なる場合の控除額は、上記により計算した金額とは異なりますので、詳細については手続き先にお問合せください。</p>
2. 贈与税の非課税	<p>重度の障害者（身体障害者手帳1～2級など）が、特別障害者扶養信託契約の信託受益権の贈与を受け、一定条件に該当する場合には、信託受益権の価額のうち、6,000万円までは非課税となります。</p>
3. 手続き先	<p>帯広税務署 ～ 西5条南6丁目 ☎24-2161</p>

7 おむつ代・ストマ用装具の医療費控除

<p>◇傷病等により寝たきりとなった方が、おむつを使用している場合に対象となります。</p> <p>◇人工肛門のストマ（排泄孔）または尿路変向（更）のストマをもつ方が使用しているストマ用装具の費用が対象となります。</p>	
1. 控除対象	<p>① 紙おむつの購入費、貸おむつの賃借料</p> <p>②人工肛門のストマ（排泄孔）、尿路変向（更）のストマ</p> <p>（※ 日常生活用具として給付を受けた場合は、その自己負担分が対象）</p>
2. 証明書	<p>治療を受けている医師に記載してもらう。（所定の証明書）</p>
3. 持参するもの	<p>① 証明書（所定の様式～障害福祉課にあります。）</p> <p>② おむつ代の領収書（患者名・成人用である旨、明記）、ストマ用装具代の領収書</p> <p>③ 源泉徴収票（原本）等 ④ 印鑑</p>
4. 問合せ・ 手続き先	<p>帯広税務署 ～ 西5条南6丁目 ☎24-2161</p> <p>（市）市民税課 ～ 市役所高層棟2階 ☎65-4120</p>

8 個人事業税の減免

<p>障害者で青色申告特別控除前の所得金額の合計額が310万円以下のときに、税額から最高7,500円が減免されます。</p>	
問合せ・手続き先	<p>十勝総合振興局 課税課 事業税間税係 ～ ☎27-8505</p>

9 NHK放送受信料の免除（半額免除・全額免除）～ 身体障害者関係分

1. 対象者	半額免除	<p>住民基本台帳法（住民票）の世帯主が以下の条件の障害者手帳をお持ちで、NHKとの受信契約者であること。</p> <p>① 身体障害者手帳の内容が視覚障害、聴覚障害の方</p> <p>② 身体障害者手帳の等級が1～2級の方</p>
	全額免除	<p>身体障害者手帳をお持ちの方がいる世帯で、世帯構成員全員が市町村民税非課税であること。</p>
2. 方法	<p>（市）障害福祉課で証明を受け、NHKの窓口へ提出してください。</p>	
3. 持参するもの	<p>① 身体障害者手帳 ② 印鑑</p>	
4. 証明書発行先	<p>（市）障害福祉課 ～ 市役所低層棟1階 ☎65-4148</p>	